

当署における民国連携について

青森森林管理署 今別森林事務所森林官 ○今 純一
流域管理調整官 後藤 孝之

1 課題を取り上げた背景

当署は、民国連携と集約化によるスケールメリットの創出、高性能林業機械の導入及び森林作業道等の路網の整備で、低コストで高効率な作業の実施を実現するため、私有林と国有林が連携して木材生産を行う森林共同施業団地の設定に取り組んでいます。

管内の私有林の概要は、

- (1) 森林所有者あたりの面積が少なく、人数がおお
 - (2) 森林組合加入率が低い。
 - (3) 間伐をするにも搬出路がない。
 - (4) 森林整備の意欲がない。
 - (5) 市町村も関心がない。
 - (6) 間伐が遅れており、成長の悪い。
- などがあります。

図1は私有林の位置図です。

青い部分は、私有林の境界の線です。

1万分1の縮尺ではつぶれてしまって見えません。非常に小面積で、森林が細分化しているのがわかります。

写真1は、国有林の介在地にある私有林のスギの人工林の状況です。

搬出路がない場所にあるため、間伐が実施されていません。

2 研究の方法及び経過

今年度、今別町で、民国連携の森林共同施業団地の設定を目標に、取り組みました。

なお、民国連携による施業集約化については、これまで2例実施しており、最初にその概要について説明します。



図 1



写真 1

- (1) 平成23年3月に、外ヶ浜町で石浜尻高川地域森林整備推進協定を実施
- (2) 同年に、青森市で民国連携による民有林集約化による間伐
- (3) 今年度は、今別町で民国連携の森林共同施業団地の設定を目標に、取り組みました。

石浜尻高川地域森林整備推進協定の概要は、

- ・ 締結日 平成23年3月18日
- ・ 国有林面積 569ha
- ・ 民有地面積 24.26ha
- ・ 連携者 署、外ヶ浜町、青森水源林整備事務所、青い森農林振興公社
- ・ 連携内容
 - ア 森林整備を行う森林の区域、面積、年次計画等に関する事項
 - イ 作業路網の設置計画等に関する事項
 となっており、場所は図1の箇所です。



図1

次に青森市における民国連携による間伐実施の概要は、

- ・ 締結日 平成23年3月31日
 - ・ 所在地 新城山国有林108林班外
 - ・ 国有林面積 19ha 民有林面積 33ha
 - ・ 連携者 署、青森県森林組合連合会
 - ・ 連携内容 作業路網と土場の相互利用
- となっており、場所は図2の箇所です。



図2

今年度の取り組みである今別町における民国連携による間伐実施については、関係者と打ち合わせを実施した結果、今別町大川平地区に、今別町と今別町林業研究会の分収造林が、間伐を予定していることが分かりました。

写真2は、平成24年6月18日に実施した現地踏査の状況です。現地の位置図(図3)

図4は、この場所の国有林製品生産事業の作業仕組みです。

材は、地図上方の道路へ集材することになっていました。



写真2

図5は、森林組合あおもりが進めている民有林の施業集約化箇所です。

森林経営計画書の作成の進め方は、

- (1) 林班の1/2以上の面積の森林をまとめる必要があります、
- (2) 黄色の場所が、間伐箇所です。
- (3) 選定した箇所について、森林所有者へ森林経営計画の契約を働きかけます。

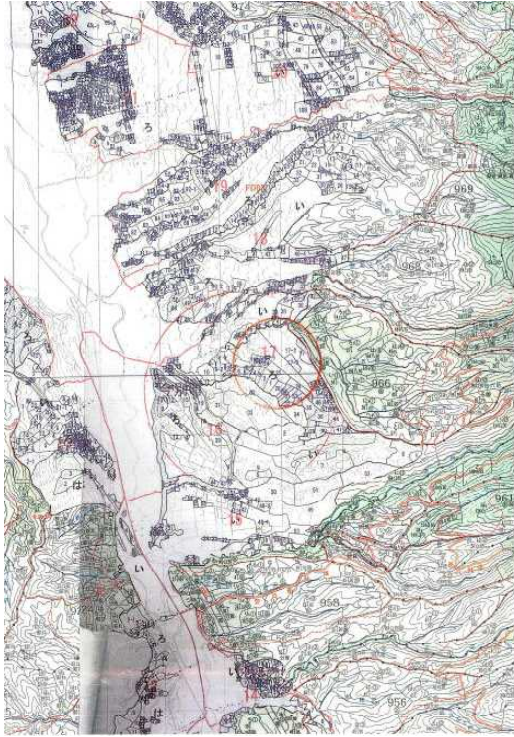


図 3



図 4

平成24年6月18日の現地踏査の結果、次の予定で進めることとし、秋頃にまで森林共同施業団地の協定を締結することとしました。

- 6～7月 民有林の森林施業集約化作業
- 7月下旬 森林経営計画の作成・提出
- 8月末 森林経営計画の審査
- 9月上旬 森林共同施業団地の協定締結
- 9～12月 国有林の間伐実施
- 12～3月 民有林の間伐実施

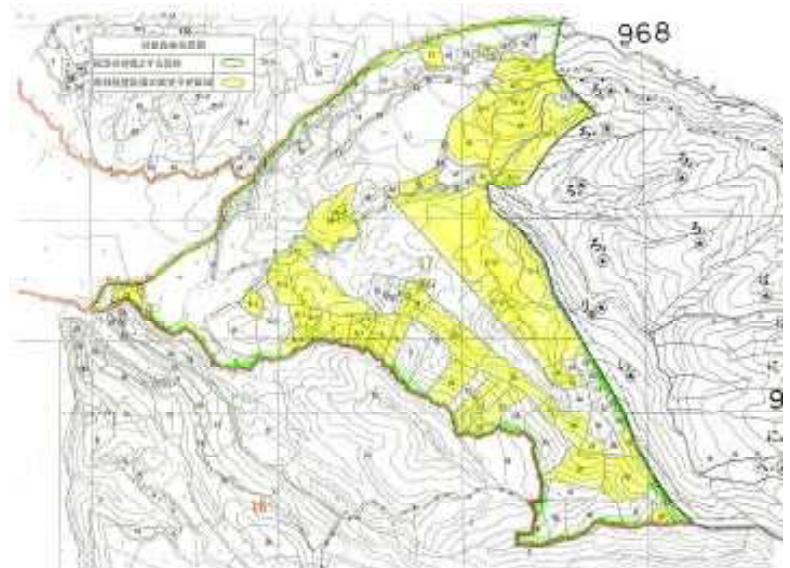


図 5

3 研究成果

しかし、ながら、民有林の森林施業集約化作業は、大幅に遅れてしまいました。その

ため、

- (1) 国有林の製品生産事業は、年度当初契約していたため、降雪の作業が困難な箇所を先に集材しました。
- (2) 民国連携箇所は、路網や土場の共有利用を行うこととなりました。

平成25年1月23日に、今別町役場において、青森森林管理署、今別町、今別町林業研究会、森林組合あおもりの4者で「今別町における民国連携による間伐実施に関する確認書(図6)」の調印を行いました(写真3)。

4 考 察

設定に至らなかった要因としては、

- (1) 民有林の間伐把握の遅れ
- (2) 民有林の施業集約化作業のおくれ
- (3) 民有地の土場借受に時間がかかった
- (4) 国有林の境界に一部不明確な箇所があった等です。

取組を進める側としては、

- (1) 市町村の担当者は、農業・建設・産業・観光・畜産など、林業以外の業務もあり忙しい。転任で担当部署が変わることから習熟できない。
- (2) 東青流域管内では、初めて森林経営計画を作成したので時間がかかった。
- (3) 施業集約化作業は、小面積森林所有者が多く時間がかかった。

今後、市町村・東青地域県民局・森林組合等との情報交換を更に密にし、民国連携の森林共同施業団地の協定締結を実現していきたいと考えています。



写真 3

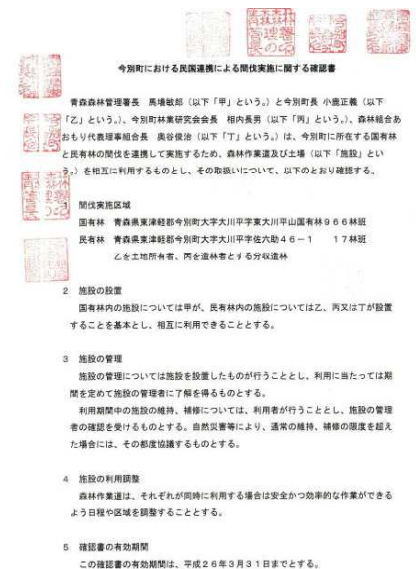


図 6